

掛川市告示第18号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料等の収納事務を委託した。

平成29年3月10日

掛川市長 松井 三郎

1 委託先

名 称	所 在 地
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社コストア	名古屋市中区栄一丁目7番34号
株式会社コストアイスト	茨城県土浦市小松二丁目13番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セイコーマート	札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託した使用料等

富士見台霊園に係る永代使用料及び清掃料

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで